

廃止法案 きょう提出 5野党

民主、共産、維新、社民、生活の野党5党は、他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法を廃止する関連法案を、安保法成立から5カ月の節目となる十九日、衆院に共同提出する。

廃止を求める市民の動きとも連携し、四月の衆院補選や夏の参院選で安保法の是非を主要な争点にしていこう考えた。

五党は十九日午前の法案提出に先立ち国会内で党首会談を行い、安保法廃止に向けた共同確認をする。

安保法成立5カ月

安全保障関連法の成立から十九日で五カ月となる。この一カ月間は三月末までの法施行や夏の参院選を見据え、安保や改憲をめぐる、突っ込んだ発言を続ける安倍晋三首相に対し、野党だけでなく学識者からも懸念が相次いだ。

首相は施政方針演説で、安保法と直接関係ないネパールでの医療支援に触れ「(安保法が)世界から支持されている」と主張。衆院予算委員会では、アフリカ・南スーダンでの陸上自衛隊の国連平和維持活動(PKO)について「新たな法律が通ったから」として、駆け付け警護などを想定した任務拡大に言及した。

多くの憲法学者が安保法を違憲と判断している背景について「憲法学者は自衛隊の存在自体、違憲と解釈している」などと指摘。その状況をなくすという理屈で九条

野党5党が提出する安全保障関連法廃止の2法案

改正武力攻撃事態法 〔存立危機事態〕で集団的自衛権の行使可能に	すべて廃止
重要影響事態安全確保法 〔周辺事態法を改正し〕地理的概念をなくした	
改正自衛隊法 〔存立危機事態の〕関連規定新設など	
改正PKO協力法 〔PKO以外の国際的〕活動にも参加可能に など10本の改正法	
国際平和支援法(新法) 〔外国軍隊支援のため〕自衛隊を随時派遣可能に	

野党5党が提出する安全保障関連法廃止の2法案。野党5党は十九日午前の法案提出に先立ち国会内で党首会談を行い、安保法廃止に向けた共同確認をする。

民主主義の運航代表代行は十八日の記者会見で「私は十八日、十九日の強行採決を忘れない」という思いを強く持っている」と述べた。

改憲も訴えた。これに対し、護憲派の市民団体「九条の会」は記者会見で「自衛隊を海外に出動させる際、憲法九条が障害になるからだ」となど抗議した。憲法学者らでつくる「立憲デモクラシーの会」は、首相ら改憲勢力が積極的な緊急事態事項(武力攻撃などの際)に首相の権限を強化する案項)新設をめぐってシンポジウムを開催。改憲派がテロへの対処を理由にしていることに対し「国民の不安をあおる、安保法と同じ手口」と批判が出た。

「PKO任務拡大」「9条改憲」首相発言に批判相次ぐ

安保法廃止を目指す多くの市民団体は、全国でデモや集会、署名活動を継続。参院選に向けて、市民団体主導で非自民系統一候補を擁立する動きも続いている。昨年末に設立された「市民連合」は、熊本選挙区で初の推薦を決定した。(高山晶一)

9.19を忘れない 安全保障関連法をめぐる最近1カ月の動き

- 2016年 1月19日 安保法に反対する学者や弁護士が「立憲政治を取り戻す国民運動委員会」設立
- 22日 安倍晋三首相が施政方針演説で「(安保法が)戦争法との批判は根拠のないレッテル貼り」と主張
- 2月 3日 首相が衆院予算委員会で「改憲の必要性を訴える」と発言し、改憲の必要性を訴える
- 4日 首相が同委で、南スーダンの国連平和維持活動(PKO)で陸上自衛隊の「駆け付け警護」などを想定
- 5日 憲法学者らの「立憲デモクラシーの会」が部内でシンポジウム=写真①。改憲論議で「憲法の根柢」を指摘
- 7日 北朝鮮が人工衛星と主張し事実上の長距離弾道ミサイル発射
- 8日 菅義偉官房長官が「高高度防衛ミサイル(THAAD)」国内配備を検討すると表明
- 高市早苗総務相が衆院予算委で、政治的公平性を定めた放送法への違反を繰り返した放送局に電波停止を命じる可能性に言及
- 護憲派の市民団体「九条の会」が会見し、改憲を批判
- 9日 南スーダンPKO派遣で、10月末まで8カ月の延長を閣議決定
- 参院事務局が安保法の委員会採決について、地方公聴会の報告がないままの採決は初めてと議院運営委員会理事会に報告
- 11日 市民連合が参院選熊本選挙区で野党統一候補の推薦を決定
- 17日 自民党の丸山和也参院議員が参院憲法審査会で「黒人、奴隷が米大統領に」などと人種差別的発言
- 18日 民主、維新両党が安保法の対案として周辺事態法改正案などを衆院に提出
- 19日 民主、共産、維新、社民、生活5党が「安保法廃止を求め、憲法改正を促す」共同声明を発表(予定)
- 総がかり行動実行委員会の「毎月19日行動」。衆院第2議員会館前を中心に午後6時30分～(予定)

本を一括して改正した「平和と安全法制整備法」と、国際貢献を目的に他国軍支援を随時可能にする「国際平和支援法」をそれぞれ廃止するとしている。

内閣法制局長官 内閣法制局長官 横島裕介は十八日の参院決算委員会で、憲法解釈を変更し集団的自衛権行使を容認した二〇一四年七月の閣議決定をめぐり、国会に情報開示していない内部検討資料とみられるデータが存在するとの疑念を述べた。同時に、国会審議に備えた想定問答の作成途中のものと考えられ、公文書管理法が定める行政文書に当たらないと強調した。

法制局が内部の検討資料を正式な行政文書として残していないことは昨年九月、法制局関係者の話で明らかになっていたが、横島氏が答弁で資料の存在を明確に認めたのは初めて。

横島氏によると、データは法制局が使うサーバー内に保存。閣議決定後の一四年七月に開かれた衆参両院の予算委員会でも横島氏の答弁資料として準備されたこと、みられ「現在調査中だ」としている。

非開示資料存在認める 集団的自衛権で

内閣法制局長官

法制局長官

横島氏は「長官が了とした答弁資料は行政文書として整理している。組織的に用いる行政文書として保存している想定問答はない」と述べ、自身が目を通した上で、実際は不要と判断した資料が廃棄されず残った可能性があるとした。